

TEPCO

第 2 深夜電力

(選 択 約 款)

令和6年4月1日実施

東京電力エナジーパートナー株式会社

料金その他の供給条件の内容

第 2 深夜電力

I 本 則

1 目 的

この選択約款は、負荷の平準化を促進し、電力設備の効率的な使用に資することを目的といたします。

2 選択約款の変更

(1) 当社は、次の場合には、この選択約款を変更することがあります。この場合、当社は、実施期日および変更後の選択約款について、相当な予告期間において、電磁的方法により周知するものとし、実施期日以降の電気料金その他の供給条件は、契約期間満了前であっても、変更後の選択約款によります。

イ 託送約款等の変更または法令の制定もしくは改廃により、この選択約款を変更する必要がある場合

ロ 電源の調達価格の高騰その他経済情勢の変化等の合理的な理由により、当社がこの選択約款を変更する必要があると判断した場合

(2) 当社は、この選択約款を変更しようとする場合、変更しようとする事項について、その変更にあたって、契約締結前交付書面を交付し、または電磁的方法により提供し、説明いたします。

また、変更した事項、需給契約を変更した日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地について、この選択約款の変更後遅滞なく、契約締結後交付書面を交付し、または電磁的方法により提供いたします。

なお、その他の事項については、原則として契約締結前交付書面および契約締結後交付書面の交付または電磁的方法による提供ならびに説明を省略いたします。

3 適用範囲

電気需給約款〔低圧〕（以下「需給約款」といいます。）の適用を受け、託送約款等（関東エリアを供給区域とする当該一般送配電事業者等が定めるものに限り、）の電灯標準接続送電サービス、電灯時間帯別接続送電サービス、動力標準接続送電サービスまたは動力時間帯別接続送電サービスの対象となるお客さまで、次のいずれにも該当する場合に適用いたします。

- (1) 毎日午前1時から午前6時までの時間を限り、動力（小型機器は動力とみなします。）を使用する需要で、契約電力が原則として50キロワット未満であること。
- (2) この選択約款実施の際現に選択約款の第2深夜電力（令和5年7月1日実施。）の適用を受けていること。

4 契約電力

契約電力は、次によります。

- (1) 契約上使用できる負荷設備（以下「契約負荷設備」といいます。）をあらかじめ設定していただきます。
- (2) 契約電力は、原則として実施細目2（契約電力）にもとづき定めます。
なお、契約電力は、1キロワット以上といたします。

5 供給条件

- (1) 他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。
- (2) 専用の屋内電路を施設し、直接負荷設備に接続していただきます。
- (3) 当該一般送配電事業者等は、供給設備の状況により、3（適用範囲）の使用開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし、契約上電気を使用できる時間（以下「契約使用時間」といいます。）の延長または短縮は行ないません。
- (4) 契約使用時間以外の時間は、適当な装置または計量器を用いて電気の供給を原則としてシャ断していただきます。

6 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および需給約款別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、需給約款別表2（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(1) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力1 キロワットにつき	245円75銭
----------------	---------

(2) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1 キロワット時につき	27円86銭
-------------	--------

7 契 約 期 間

契約期間は、次によります。

(1) 契約期間は、需給契約が成立した日から、廃止または解約により需給契約が消滅する日までといたします。

(2) 当社がこの契約種別を終了する場合の契約期間の終期は、(1)にかかわらず、この契約種別を終了する日といたします。

なお、この場合には、この契約種別を終了する6月前までにその旨をお客さまにお知らせいたします。

(3) お客さまの需要場所が電気事業法第20条の2第1項に定める指定区域として指定される場合の契約期間の終期は、(1)および(2)にかかわらず、原則として当該指定区域に対し電気事業法第2条第1項第8号ロに定める離島等供給が開始される日の前日といたします。

8 そ の 他

- (1) お客さまが希望される場合は、1 需要場所において、他の契約種別による電気の供給と、この選択約款による電気の供給とをあわせて受けることができます。
- (2) 契約負荷設備の個々の容量の単位は、1 ワットまたは1 ボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (3) 契約使用時間以外の時間に電気を使用された場合には、当社は、需給約款33（解約等）(1)に準じて需給契約を解約することがあります。
- (4) その他の事項については、需給約款に定めるところによるものといたします。
- (5) この選択約款の実施上必要な細目的事項については、Ⅱ（実施細目）によるものといたします。

Ⅱ 実 施 細 目

1 供 給 条 件

契約使用時間以外の時間に電気の供給をしゃ断しない場合は、原則として電気を使用していないことを確認する装置を取り付けます。

2 契 約 電 力

- (1) 契約電力は、契約負荷設備の総入力といたします。ただし、契約負荷設備に電熱負荷設備以外の負荷設備がある場合は、電熱負荷設備以外の負荷設備について(2)により算定してえた値と電熱負荷設備の総入力との合計といたします。
- (2) 契約負荷設備に電熱負荷設備以外の負荷設備がある場合における電熱負荷設備以外の負荷設備の値は、電熱負荷設備以外の契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は、特定小売供給約款〔令和6年4月1日実施。〕別表4〔負荷設備の入力換算容量〕に準じて換算するものといたします。）についてそれぞれ次のイの係数を乗じてえた値の合計にロの係数を乗じてえた値といたします。ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は需給約款別表3（契約容量の算定方法）に準じて算定し、ロの係数を乗じないものといたします。

イ 契約負荷設備のうち

最大の入力 のものから	最初の2台の入力につき	100パーセント
	次の2台の入力につき	95パーセント
	上記以外のもの入力につき	90パーセント

ロ イによってえた値の合計のうち

最初の6キロワットにつき	100パーセント
次の14キロワットにつき	90パーセント
次の30キロワットにつき	80パーセント
50キロワットをこえる部分につき	70パーセント

附 則（実施期日）

この選択約款は，令和 6 年 4 月 1 日から実施いたします。